令　和　8　年　11　月　20　日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社カナデビアエンジニアリング
大阪府大阪市大正区鶴町2－15－26

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　8　年 11 月 20 日 ～ 令和　8　年 12 月 19 日　（　1　ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3　指名停止理由

株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。これらのことが、建設業法第28条第1項本文に該当することから、令和8年6月19日付けで近畿地方整備局から指示処分を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内